

後期高齢者医療制度（介護保険との違い）		
	後期高齢者医療制度	介護保険
運営主体	都道府県ごとにすべての市町村が加入して設立された後期高齢者医療広域連合（保険料の徴収・被保険者資格の管理事務等は市町村）	市町村
被保険者	広域連合の区域内に住所を有する ・ 75歳以上の者 ・ 65歳以上75歳未満の者で広域連合の障害認定を受けた者 ※生活保護世帯に属する者は適用除外（医療扶助を適用）	1号 65歳以上 2号 40～64歳 ※生保でも被保険者になる
被保険者の一部自己負担	原則1割（所得に応じて2割、現役並み所得者は3割）	1、2、3割 （同じになった）
保険料率	広域連合ごとに条例で保険料率を決定	1号 市町村 2号 医療保険者

1

※法改正により3が誤りとなるため

問題 60 後期高齢者医療制度について正しいものはどれか。1つ選べ。

- 1 運営主体は、都道府県である。
- 2 75歳以上の者であって生活保護世帯に属する者も、被保険者となる。
- 3 患者の一部負担の割合は、1割又は3割である。
- 4 診療報酬点数表は、健康保険法に基づくものと同じである。
- 5 他の都道府県の特別養護老人ホームに入所するため住所を変更した者は、そのホームの所在する都道府県に被保険者の届出を行う。



2